

第17回京都市人権文化推進懇話会

日 時 平成26年6月12日（木）
午後4時00分～午後5時45分
場 所 消費生活総合センター研修室

○吉川市民生活部長

皆さん、こんにちは。只今から、第17回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます市民生活部長の吉川と申します。どうぞよろしくお願い致します。

最初に、当懇話会は公開とさせていただいております。既にお入りいただいておりますけれども、市民の方の傍聴がございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、冒頭でございますけれども、広報用のために写真撮影を事務局よりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、平竹文化市民局長からご挨拶を申し上げます。

1 挨拶

○平竹文化市民局長

文化市民局長の平竹でございます。

委員の先生方、今日はお忙しい中、お一人のご欠席もなくお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。そして、先生方のご熱意ということもあって、京都市の人権行政は、いろんな部分で、進展をしているというふうに思っております。ただ、昨今も、いじめによると思われる、自殺される子どもさんがおられたり、あるいは、今もう開幕直前になっておりますけど、サッカーのワールドカップが始まりますが、サッカーにおいて、日本でも「JAPANESE ONLY」とサポーターが書いて、浦和レッズがお客さんを入れることができずに試合をしないといけなようなペナルティーがあったり、あるいはスペインリーグでも、黒人選手にバナナが投げ入れられるというような、差別的な事象というのは、現在でも残念ながら後を絶たない状況がございます。そういう意味では、全ての方の人権が尊重される社会というのは、ひょっとしたら長い道のりかもしれませんが、やはり目標を持って、いろんな施策を進めていく、あるいは京都市におきましては、今日もたくさん部局から出席をさせていただいておりますけれども、部局がそれぞればらばらではなくて、連携を図って、総体として進めていくということが大切ではないかなと考えているところでございます。

本日は、先ほど司会のほうからもございましたけれども、10年間にわたる次期人権文化推進計画について、今年度に策定するというところで、その最初の今日は懇話会ということになります。今年の1年、先生方にはいろいろご協力していただくこととなりますし、お時間を割くというふうなことにもなるかと思っておりますけれども、京都市行政が少しでも、全ての方々の人権を尊重するような市政になるように、ご協力を賜ればと

思います。

本日は限られた時間ではございますけれども、ぜひ忌憚のない意見交換をお願いできればと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

2 議題

○吉川市民生活部長

それでは、委員改選後初めての開催でありました前回の懇話会におきまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきましたけれども、前回ご欠席で、本日もご出席をいただいております委員がおられますので、ご紹介をさせていただきます。

特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと代表の重野亜久里様でございます。

それでは、以下の議事進行につきましては、安藤座長をお願いを申し上げます。

それでは、安藤先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○安藤座長

ご紹介にあずかりました安藤です。

局長もおっしゃいましたように、人権というのは、もしもみんなが何も言わなくても守るんだったら、あんまり言う必要はないので、極楽往生のその後の世界みたいに全員聖人になったら、人権ということは、言わなくても実現してると。問題があるからこそ、我々はやっぱり言い続けたいといけないうことじゃないかと思えます。

お手元の次第をごらんになりますと、今日は3つの大きなテーマがあります。1番目は、来年度に始まるこれからの10年を見越した新しい計画を考えるということです。

2番目はその参考になると思えますが、人権に関する直近の市民意識調査の結果報告をしていただきます。そして、これまでの人権文化推進計画の取組の中で出てきた課題等についてお考えいただく、大きく分けて3つのテーマで、今日はご議論いただくことになるかと思えます。それでは、資料の説明をよろしくお願い致します。

○吉川市民生活部長

それでは、資料の確認をさせていただきます。

最初に、議題（1）の資料として、資料1の「次期京都市人権文化推進計画の策定について」という資料がございます。

議題（2）の資料といたしまして、資料2「人権に関する市民意識調査の結果について」という資料がございます。

議題（3）の資料といたしまして、資料3「現京都市人権文化推進計画に関する取組の課題等について」という資料がございます。

それでは、議題の説明に移らせていただきます。

人権文化推進懇話会は効果的な人権施策の推進に向けて、外部の視点から客観的に本市人権施策の進捗状況の確認、点検、評価をお願いしているものであります。

議題（１）は、「次期京都市人権文化推進計画の策定について」でございます。

平成１７年３月に策定いたしました現行の人権文化推進計画の計画期間は、平成２６年度末までとなっております。そのため、次期計画につきまして、今年度、本懇話会の委員の皆様にご意見をお聞きしながら、年内を目途に策定をさせていただく予定としております。議題（１）では、次期計画の位置づけや検討部会の設置、今後のスケジュール等について、人権文化推進課からご説明をさせていただきます。

議題（２）は、昨年１１月に次期京都市人権文化推進計画の策定の基礎資料を得ることを目的に実施いたしました「人権に関する市民意識調査の結果について」でございます。

既に委員の皆様には報告書を郵送させていただいているところではございますが、本日は調査結果の概要につきまして、人権文化推進課からご報告をさせていただきます。次期計画策定の基礎資料として活用するために実施したものでございますので、ご確認いただきたいと思いますと考えております。

議題（３）は、「現京都市人権文化推進計画に関する取組の課題等について」でございます。

京都市では、現行の人権文化推進計画に基づき、これまで各局において毎年度様々な取組を実施してまいりました。施策の取組状況や課題、社会状況の変化等を踏まえ、次期計画の検討の視点や方向性をご議論いただこうというものでございます。次期計画策定の基礎となる部分でもございますので、皆様からの忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと考えております。どうぞよろしく願います。

資料の確認と議題の説明は以上でございます。

（１）次期京都市人権文化推進計画の策定について

○安藤座長

それでは、次第に即しまして、まず第１の議題から入りたいと思います。

（１）について説明をお願いします。

○東課長（人権文化推進課）

人権文化推進課長の東でございます。どうぞよろしく願います。

それでは、次期京都市人権文化推進計画の策定について、ご説明させていただきます。

資料１をご覧ください。

まず、「１ 位置付け」についてです。次期計画は、全市的な市政の基本方針であります京都市基本構想、それを具体化する主要な政策を示す京都市基本計画、京（みやこ）プランに基づく分野別計画として、本市が人権施策を推進する上での基本的な考え方を示す計画として位置づけております。

「２ 計画期間」につきましては、平成２７年度から３６年度までの１０年間です。

「3 新たな計画の必要性」についてです。平成26年度末で現在の計画が終了することに加えまして、基本構想に掲げる、安らぎのある暮らしを実現し、人権文化の息づくまちづくりをさらに推進していくために、現計画についての十分な評価、検証を行った上で、社会状況の変化に的確に対応した新たな計画を策定し、本市における人権施策をより総合的かつ効果的に推進していくことが必要であると考えております。

次に「4 京都市人権文化推進懇話会における意見聴取」についてです。次期計画を策定するに当たりましては、検討すべき内容が広範囲にわたることから、十分な議論の時間を確保するために、懇話会のもとに次期京都市人権文化推進計画検討部会を設置し、あらかじめ論点を整理した上で原案を作成し、懇話会の全体会議において意見を効率的に聴取させていただきたいと考えております。検討部会の構成につきましては、現計画での施策の3つの柱、教育・啓発、保障、相談・救済の各分野において、識見が深い委員の先生方をお願いしたいと考えております。具体的には、当懇話会の座長であります安藤座長、教育・啓発の分野から岩淵委員、保障の分野から矢野委員、相談・救済の分野から安保委員の4名の皆様をお願いしたいと考えております。

裏面をご覧ください。

「5 検討の視点」についてです。新計画の策定に当たっては、現計画策定時には想定されていなかった新たな課題だけでなく、今後10年間に想定される社会情勢の変化、例えば高齢化の加速度的な進展や、国際化のさらなる推進による外国人、外国籍市民の増加などを十分に踏まえた上で、(1)人権に関する基本的な考え方について、(2)各重要課題における新たな課題及びその対応について、(3)教育・啓発、保障、相談・救済の各分野における施策の見直しについての3点を中心として検討を進めていく必要があると考えております。

最後に「6 今後のスケジュール」についてです。左側に全体の懇話会、右側に検討部会を示しております。本日の1回目の懇話会の後に、6月下旬と7月上旬ごろに部会を2回開催し、1回目では教育・啓発を中心に、2回目では保障、相談・救済を中心に課題整理と推進方策等をご議論いただきたいと思いますと考えております。7月中旬ごろには2回目の懇話会を開催しまして、2回の部会における検討結果を踏まえた議論をお願いしたいと考えております。その後、中間まとめに向け、第3回部会を8月から9月ごろに、全体の懇話会を10月ごろに開催し、11月には中間まとめに対するパブリックコメントを実施し、市民の皆様からもご意見をいただいた上で、12月に最終まとめについて懇話会でご議論いただいた上で、12月下旬ごろに本市において次期計画を策定するというスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

議題(1)についてのご説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○安藤座長

ありがとうございました。

大体どういう手順で次の10年間をカバーする計画を策定しようとしているかという

ことはお分かりいただけたかと思えます。ご意見なりご質問なりありましたら、どうぞ誰でもご遠慮なくお願いします。

10年たつと私は確実に10歳年をとるので、80代後半、そうすると自分自身も変わるかもしれんし、能力もまだ維持できるかどうか問題ですけれども、社会全体が高齢化する。そして、他面、これも例示がありましたように、日本の労働力がどういうふうに移るか分かりませんが、恐らく、これは失礼なんですけど、女性にもっと働いていただくと、女性の能力をもっと活用する、それから、定年の延長を含めて、高齢者も100パーセント社会保障におんぶするのではなくて、自分たちでできることはやる。しかし、それでも足りない部分はやっぱり外部から労働力を輸入しないといけない。ですから、そういう10年間の大きな動きを頭に置きますと、いろいろ今はない問題が見えてくるんじゃないかと思えます。

部会で話題を絞るとするのは、ちょっと急に言われても、あるいは短い時間で考えろと言われても、はっきりした方向づけなり意見が出しにくいということもあるかと思えますけれども。部会に入る予定のない先生方、今のうちに、こういう問題があると、あるいはここはどうなるんだろうというコメントがありましたら、お願いします。

重野委員どうぞ。

○重野委員

多文化共生センターの重野と申します。よろしくお願ひいたします。

座長のほうからも、今後10年、かなり外国人に関連した政策が、恐らくもう今から目まぐるしく変わってくるだろうというお話がありました。労働人口も減ってきますし、女性も働きますが、新しい外国人を受け入れるという方向性に、国は動いてるかと思えます。恐らくこの10年、今いる外国人の高齢化、そして新しく来る外国人の受け入れに関して、かなり見えない部分も多いかと思うのですが、検討部会では新しい外国人の受け入れや外国人の人権に対して、どのような検討や議論とかをされるのか、もしイメージをお持ちのメンバーの方がいらっしゃいましたら、お話しいただけると幸いです。

○安藤座長

はい、ありがとうございます。メンバーになられるご予約の方は、もし今のご質問に何かありましたら、お願いします。

これは私自身の体験ですけれども、大学をやめる前、同志社大学で10年間教えて、その中で一番できる学生のお父様が恐らく一世、二世ということで、北朝鮮から来てる方で、やっぱり子どもが国籍を変えるということは絶対反対なんです。ただ、大きい方向としては、三世、四世は日本の異性と結婚して、その中には日本国籍を取る人も増えてきている。世界人権問題研究センターで、1年に1回協議会というのがあって、いろんな人権関係の団体、それからマスコミ等から意見を聞くんですが、朝鮮関係の団体の中には、会員が減ってくということで、これ減ること自体やむを得ないんでしょうけれども、そういう前提で、それじゃ将来どう持っていくかと考えられている。これは、

石元先生、ご専門ですけど、部落問題でも、いわゆる同和地域と呼ばれてる地域の住民はものすごく動いてるわけですね。部落で生まれ育ってきた方は、むしろ、地域から出ていかれて、そうでない、これは不動産業いろいろあると思いますけども、ほかの地域よりも不動産が安いので、そうすると低所得層がそういうところへ入ってきて、つまり、同和地域の人口構成そのものが変わってきている。ですから、これはもう10年たったら恐らくもっと進んでいるので、我々はそういう事実を認識した上で、それじゃ、どういうふうな対策が必要かということを考える必要が出てくるんだろうと思います。

座長ばかりしゃべるといけないので、どうぞ皆さんご遠慮なく。

○直野委員

京都新聞の直野ですが、この検討される分野で、教育・啓発、保障、相談・救済というカテゴリーに分けておられるんですが、それがちょっとイメージとして、ピンと来ないんですが、どうしてこういうカテゴリーになるんでしょう。

○東課長（人権文化推進課）

現在の計画におきまして、分け方としまして、各重要課題ごとに書いているのが第2章としてありまして、それを踏まえて、どういう施策を展開していくかというところで、第3章で、施策の推進と重点項目というところがあります。その中で3つのカテゴリー、教育・啓発、保障、相談・救済に分けており、これを重点的に進めていくとしておりますので、今回これを中心にご議論いただきたいと考えております。

○安藤座長

これは手元の資料で、京都市人権文化推進計画改訂版と、平成22年4月の、今ご説明になったのはそれを踏まえてということですよ。

もちろん、この3分類が絶対というのではなくて、お互いに関連しますし、議論していく中で、もっとこういう分け方のほうがより分かりやすいんじゃないかというのがあれば、当然そちらのほうに従っていくべきだろうと、私は個人的には考えています。

○安保委員

重野委員のお話の外国の方の問題ですが、これから日本がどういうふうに取り入れて確保するかによると思うんですけども、例えば一定の、いわゆる労働する方だけを受け入れるとか、どういう層を受け入れていくかによってすごく変わってくるのかなとは思いますが、ただやっぱり人数は増えていくだろうと思います。そうすると日常の中で、市民が外国の方と生活を共同するということが多くなると思いますので、ますます市民の中に多様性の理解が進まないとならばトラブルは多くなると思いますので、教育とかそういうところがますます必要になってくるのかなというのと、私が担当させていただく相談・救済等のところでは、外国人の方の場合は、アクセスの問題が大きいと思います。どういうふうに言葉の問題とか文化の違いとかを踏まえ、アクセスをどれだけよくするかというのが、まず相談・救済のところでは大きな問題になってくるかなというふうに思います。多分外国人の場合、困ったことがあっても、その方の文化的背景もあ

るかとは思いますが、なかなか上がってこない場合がかなりありますので、相談できるということは、アクセスの問題ですけど、こちらからかなり広報とかしないと、相談としては上がってこないのかもしれないなと思っています。

○安藤座長

私、今、大津市民なんですけど、大津市民病院では、滋賀県はブラジル系の、いわゆるニューカマーが非常に多いので、人口の2パーセントをちょっと超えるぐらいです。ですから、先生方は頑張ってポルトガル語の勉強をして、少なくとも主な病状ぐらいは患者と対話ができるようにという努力をされています。今の安保委員のお話で、京都市でも、これはもう早かれ遅かれ問題になるので、同じような心構えは必要だろうと思います。

ちょっと急に言われても、恐らく何を聞いたらいいのか、どう対処したらいいのか、分かりにくいことが多いと思いますので、それじゃもう少し話を具体化するの、2番目の議題、市民意識調査の結果のほうに移らせていただきたいと思います。

また(1)のほうで、思い出してこれ言いたいということがあれば、ご遠慮なくご発言ください。それじゃ、(2)のほうの資料説明を。

(2) 人権に関する市民意識調査の結果について

○東課長(人権文化推進課)

それでは、人権に関する市民意識調査の結果について、ご説明いたします。資料2に基づきましてご説明いたしますが、別冊でコピーですが報告書を配布させていただいていますので、適宜ご参照いただければと存じます。

まず、「1 調査の目的」についてです。この調査は、人権尊重のまちづくりをより一層推進するに当たり、市民の人権に関する意識や関心など、人権施策全般に関する状況を把握するとともに、次期計画策定のための基礎資料として活用するために実施したものです。実施に当たりましては、昨年、この懇話会からもご意見を頂戴したところでございます。

次に、「2 調査方法」についてです。外国籍市民を含む、市内にお住まいの20歳以上の市民3,000人を無作為に抽出し、対象者に郵送で調査票を送付し、無記名により回答を郵送により回収するという方法で実施いたしました。調査は昨年11月1日から15日に実施し、3,000件の配布に対し、1,219件の回答をいただきました。回答率は40.6パーセントでした。

次に、「3 調査結果概要」についてです。各調査項目の中で、特徴的な結果が得られた部分を中心にご説明します。

まず、最初に「(1) 人権についての意識」についてです。

結果の概要については別冊の報告書の5ページから6ページ、項目別調査結果につい

ては15ページから18ページに掲載しています。

まず、「ア 人権についての意識」についてですが、数年前と比べて市民の人権意識は高くなってきているという意見について、肯定的な回答は44.5パーセントと半数を下回りました。また、人権問題は一部の人の問題ではなく、全ての市民の問題であるという意見については、肯定的な回答は9割近くに上りますが、前回調査に比べるとやや低くなっています。

「イ 人権課題への関心」では、子どもや高齢者にかかわる問題において、非常に関心があるとの回答が4割を超えています。このような結果から、下の箱書きの中ですが、現状では人権が尊重されているという実感は十分とは言えず、広く市民に人権への関心を持ってもらえるような取組が今後も必要と考えております。

次に、「(2) 人権教育・啓発」についてです。

「ア 人権啓発事業等への参加や関心」についてですが、市役所、区役所、学校で行われる講演会や研修会、ページをおめぐりいただきまして、市民グループや民間団体などによる講演会や研修会、催しの参加は2割程度にとどまっており、参加経験のない人が8割近くと、依然として高い割合となっております。市民しんぶんの人権に関する記事や人権情報誌を読んでいるか、については、全く読まない人の割合が20歳代で77.8パーセントに対しまして、70歳以上では19.6パーセントと、年代で大きな差が見られ、年齢が高くなるほどよく読まれている傾向が見られます。

「イ 人権についての理解を深めるために役立ったもの」では、学校の授業や学級活動等での人権教育について、役立ったとの回答が7割を超えており、テレビやラジオ、新聞記事、インターネットでの啓発、ボランティア活動への参加も6割を超えています。

「ウ 人権について理解を深めるために京都市として力を入れる必要がある取組」については、「学校や社会において人権教育を充実する」が8割近く、「テレビやインターネット、広報誌などを使った啓発活動を行う」についても6割を超えています。啓発事業への参加の有無と、人権について理解を深めるために必要と思う取組の関係を見てみますと、市役所等の講演会や研修会に参加した人のほうが、様々な人権に関する取組に力を入れるべきと考える傾向が見られます。

このような結果から、箱書きの中ですが、啓発事業への参加については、参加経験のない人が多い状況にありますが、参加経験のある人は、人権に関する取組に力を入れるべきと感じている人が多いことから、今後も啓発事業等への参加の機会を提供していくことが必要と考えております。また、年齢の低い層は広報誌などを読まない人が多いため、若い世代も情報を受け取ることができる媒体を活用した啓発活動が必要と考えています。

次に、「(3) 人権保障」についてです。今回の調査では、生活の様々な場面での事象をもとに、市民の意識を尋ねる設問といたしました。

まず、「ア 結婚相手を考える際、住宅を選ぶ際、就職の際に気になること」について

です。

結婚相手を考える際に気になることでは、回答者自身、回答者の子どもの場合、ともに人格や性格、価値観が8割を超えているほか、職業が5割前後、国籍、民族、相手が障害のある人、またはその家族に障害のある人がいるかどうか、同和地区出身者かどうかなどについて、4割前後の人が気になると回答しています。

住宅を選ぶ際に気になることでは、人権にかかわる項目として、近くに低所得者など生活困窮者が多く住んでいる、近くに外国人の住民が多く住んでいる、近くに同和地区があるなどで、半数近くの人が気になる、どちらかと言えば気になると回答しています。

次のページですが、就職の際に気になることでは、「企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている」について、肯定的な回答が8割を超えています。

「イ 家庭、学校、職場等における人権保障」では、家庭においては、「育児、介護を行うには、家庭の意識だけでなく勤め先の労働環境の整備が必要である」、学校では、「教師は児童生徒間でのトラブルを把握し、いじめの事前防止に努める必要があり、その解決において教師が果たす役割は大きい」、職場においては、「能力があるのに女性であることを理由に昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない」について、肯定的な回答が9割を超え、高い割合を示しております。

次に、「ウ ホームレス、インターネット、犯罪被害者などの新たな課題」に関する質問についてです。

ホームレスでは、「就職先を見つけるなど、自分自身で自立を図ることは困難であるから、行政機関などが支援することは当然である」について、肯定的な回答が7割近く。

インターネットでは、「個人への誹謗中傷などは、一度掲載されれば以後の回復は困難となるので、罰則を強化すべきだ」について、肯定的な回答が9割近くある一方で、20歳から40歳代の年代で、そう思うと回答する割合が低い傾向が見られます。

また、犯罪被害者に関する問題では、「加害者に比べて被害者の人権は守られているとは言えない」について、肯定的な回答が9割近くとなっています。

このような結果から、箱書きの中ですが、様々な生活場面において、依然として国籍や民族、同和地区、障害の有無について、年代を問わず気にしている人が多いことから、積極的な啓発などの取組が必要と考えております。また、企業に対して人権尊重の取組や、育児、介護のための労働環境の整備を求める意見の割合が高くなっていることから、企業が人権尊重の視点を大切に、その社会的責任を果たすことが求められていると考えます。また、ホームレスの就職支援など、新しい人権問題に対する的確な取組の推進や、インターネットに関する問題では、若い世代において問題意識が比較的低下していることから、若い世代への啓発などの取組が必要と考えます。

ページをおめぐりいただきまして、「(4) 人権相談・救済」についてです。

「ア 人権侵害の経験と対応」では、まずこの5年間で、自分の人権が侵害されたと感じたことがある人は1割程度であり、女性や20から50歳代の世代で、あると回答

した人の割合が高くなっています。人権侵害の内容としては、「職場などにおけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど」と回答した人が半数近くを占めています。その際の相談先としては、「家族や親族」、「友人、知人」に相談したという回答が3割前後あり、一方で、「相談せずに黙って我慢した」、同じく、「自分で対処した」との回答も2割から3割と、同程度になっております。

「イ 人権擁護に関する制度の認知」については、弁護士会や市役所等の法律相談、児童福祉センターなどの専門機関による相談は、6割程度は知っているという回答していますが、法務局や人権擁護委員による相談については3割以下にとどまっています。年代別で見ると、法務局や人権擁護委員について、60歳以上の年代で知っているという回答した人の割合が高い一方で、20歳から30歳代ではその割合が低くなっています。

「ウ 人権相談、救済に関する取組の必要性」については、「人権啓発活動の中で人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」、あるいは、「相談員の資質向上など制度、サービスを充実する」について、必要と思う回答が8割前後となっております。

この結果から、箱書きの中ですが、人権侵害の経験として、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど、職場での侵害が最も多くなっており、企業の人権課題への取組が期待されていると言えます。また、相談先として法務局や専門機関、人権擁護委員等に相談する人は少なく、相談せずに我慢した人なども多いことから、これらの機関が十分に活用されるよう一層の周知を図っていくことが必要と考えております。

議題（2）についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○安藤座長

ありがとうございます。先ほどのよりもやや具体的ですので、まずご質問、コメントがありましたら、どなたからでもお願いします。

○石元副座長

一緒につけてもらった報告書を見ての感想なんですけれども、いいでしょうか。

私もいろいろな自治体で、市民人権意識調査というのをやってきましたが、1990年ぐらいまでの傾向として、年齢別に見ますと、中高年に比べて若年層の方が人権意識が高いという傾向が割とはっきりと出たんですね。例えば、60代と40代を比べると、40代の方が人権意識が高く、20代と40代を比べると、20代の方が人権意識が高いという傾向が見られました。しかし、最近の傾向で言うと、40代、50代が割と人権意識が高いんですが、30代、20代はそれほどでもないという、そういう傾向が出てきてるんですね。2000年以降ですかね。今回の調査でも、そういう傾向が強く見られるところが幾つもありました。例えば、32ページなんですけど、就職における場面について次のような意見があり、それについてどう思うかという設問です。

32ページの（1）で「就職の際に身元調査が行われることは許されない」という意見に対して、そう思う、どちらかと言えばそう思う、どちらかと言うと思わない、そう思わないという4件法です。そう思うが2点、どちらかと言えばそう思うが1点、どちら

かと言うとそう思わないというのがマイナス1点で、そう思わないがマイナス2点というように、年齢別に平均値を出しています。そうすると、マイナスの点が大きいほど、思わないという人が多いとなります。これで見ますと、「就職の際に身元調査が行われることは許されない」という意見に対して、そう思うと答える人は50代が多いんですね。60代でも多いです。ところが、20代になるとマイナスになっています。要するに、就職の際に身元調査が行われることは許されないとは思わないという人が、20代でそこそこいるということです。

同じように、同じページの(4)ですが、「企業は経営状況やその規模に限らず、障害のある人を率先して雇用すべきである」、この意見も、雇用すべきであると思うというのは、60代、70代で多くて、20代はマイナス0.67ですので、そう思わないと答えている人が若い年齢層にかなりいるということです。

あちこちで同じようなことがみられますが、もう一点、36ページです。36ページも同じようにそう思うが2点で、どちらかと言えばそう思うが1点という形で平均値を出しています。(2)で、「教師が児童生徒のためを思い、情熱のあまり生徒の頬を叩くことは、たとえ指導のためであっても許されない」と、要するに体罰は許されないと思うかどうかということなんですが、そう思うというのが、50代、60代で、あるいは70歳以上で高いんですけども、20代では0.07ですね。ですから、そう思う人もいれば、そう思わない人も多くいるという程度ですし、(4)の「障害のある児童生徒も共に地域の小中学校に通う方がよい」と、これはマイナスにはなっていないのですが、でも高いのは50代、0.91だとか、60代、0.85で、20代は0.38というように、そう思うという人が少なくなっています。

それから、もう一点、38ページの(2)なんですが、「どのような場面、内容であっても、コミュニケーションのために上司が部下に対してプライベートなことを聞くことは許されない」と、これを許されないと思うという人は、60代、70歳以上で多くて、20代、30代では少ないんですね。ちょうど、年齢が高いほど許されないと思っていて、年齢が低くなると、そういったプライベートなことを聞くのは許されると思っているというように、どうも過去の調査の傾向から見ると、逆になっているという結果が、今回の調査で非常に印象に残りました。

ちょっと戻っていただきまして20ページなんですけども、先ほど行政などが実施している講演会に参加している人については、人権意識が高いというような報告がありましたが、これはもともと人権意識の高い人が講演会に行っているということもありますので、講演会に行ったから人権意識が高くなったとは、すぐにはいえません。20ページを見ますと、人権教育を受けたかどうかということで言うと、よく受けた、時々受けた、この合計が一番高いのが20代なんですね。30代がそれに次ぐというふうに、年齢が若いほど人権教育を受けたことがあるという人が非常に多くなってるんですね。そうすると、人権教育を受けたことがあるという人が多い年齢層で、人権意識がそれほど高く

ないというのか、身元調査を容認したりだとか、あるいは職場で上司がプライベートなことがらを聞くことを問題がないと考えるという回答が目立っているということです。で、人権教育の効果が出ているのかどうかということの検証が必要だと思いました。ですから、クロス分析で言うと、この人権教育を受けたか、受けていないかで各設問をクロスして、受けている人と受けていない人、どう違うのかということも見ておく必要があるのではないかなと思います。その場合は、特にこの20ページの表で見ても分かるんですが、60歳以上になると、人権教育を受けていないという人がほとんどになるんですね。ですので、人権教育を受けたか受けていないかという経験の有無でクロスする場合は、60歳未満か50歳未満の年齢層に限定して比較したほうがいいと思います。全ての年齢について、人権教育を受けたことがあるかないかでクロスさせると、結局若い人と中高年層との比較になってしまいます。年齢を限って、50歳未満か60歳未満に限定して、比較すると、人権教育を受けた人たちと受けていない人の差というのが読み取れると思います。人権教育を受けた経験の有無別のクロス集計をやっておく必要があると非常に強く感じました。

○安藤座長

ありがとうございます。

これは、私のセンターで、去年、滋賀県でもやったんですけども、京都、大阪、尼崎、それから姫路等でそれぞれ分析してご報告いただくと、今、石元先生のおっしゃったのと同じような傾向が出てきています。滋賀県でも、私、県の座長をやっていたけれども、もちろん受ける人権セミナーの中身にもよるんですが、一般学校教育の中で人権問題がどういうふうに使われているか、つまり、若い層というのはゆとり教育を受けている世代で、ゆとり教育は本来はそれぞれの地域に応じた形で、特に人権クラスという形じゃなくて、一般教育の中で人権問題を取り上げる。それが人権に対する生徒の意識にどう影響するかというのは、これは難しいんですけども、ゆとり教育でばらばらになっている。その結果、必ずしも我々の考える人権というものに関心がいけないということは、人によってはある意味で自然だと考える人もいるし、それはやっぱり困るので直さないといけないと思う人もいます。つまり、結果をどういうふうに見るかというところが難しいんですね。それは、やっぱり設問の仕方、逆に言うと、あんまり模範解答を期待するような聞き方はよくないんじゃないかと。自由に答えられる方が、むしろいいんじゃないかと。そういう意味では、意識調査というのは非常に難しい。ただ、大きい傾向として、石元先生がおっしゃったような数字が出てくることは、事実なんですね。10年たったらどうなるか分かりませんが、そういう事実を、今後10年を見る場合にどういうふうを考えていくかということも、一つの大きなポイントになるんじゃないかという気がしています。

○岩淵委員

私もこの報告を見せていただき、市民の人権意識は高くなってきているというのが半

数以下であるという部分については、かなりショックを受けています。本来、そうでないように取組を進めているにもかかわらず、学校教育など、いろいろなところでそういった取組が行われているのに、そのところが半数以下であるというのは、かなり大きな問題であろうと思っております。

今、ゆとり世代のお話ですとか、いろいろな世代ごとの問題意識とか人権意識の話が出ていたと思うんですが、今から30年ほど前、年齢でいいますと、36歳ぐらいから46歳ぐらいの方が、小学校、中学校におられたときは、校内暴力ですとか、いわゆる偏差値教育、学力重視、今の学力というのはそんなところにポイントは置いてないんですけど、点数で見える学力重視で動いてきた時代であったんですね。その中で、勉強のできる者だけが社会の中で上のほうに行けるのだというような、地域も社会も家庭もそういう意識があったと思うのです。そのところで育った子どもたちが今30代半ばから40代半ばになっていると思うのですが、そういった方の意識が、今は人権という視点で捉えたときにどうなのかということです。それから、ゆとり世代は、今で言いますと18歳から26歳ぐらいの間に、小学校、中学校教育を受けた人たちがゆとり世代と言われていますが、ゆとり教育は、本来的に総合的な学習の時間などを使って、問題意識を持って子どもたちに考えさせることが大事なんだと言いながら、今まで学校の教員もそういったことをやったことがなかったということです。国語、算数、理科、社会はやったことがあるけれども、そういう授業を自分も受けたことがないし、やったことがなかったというような時代であったと思うのです。したがって、その段階で十分そういうものが反映できたかという、できなかったために、きちんと問題を捉えて考えるという力が十分育たなかったのではないかなと、私は勝手に解釈をしています。

問題は、最近、人権問題がやっぱり人間が生きていく上で大変大切なものであるということの取組が進むことによって、逆に、問題が見えなくなっているのも事実だと思うのです。そうすると、今の若い諸君は、このことは社会の問題だよなというような場面が、あまりはっきり見えていない。したがって、それを捉えて、こういうことが、おかしいでしょう、君たちどう思うのという場面があまりないのではないかなと思うのです。それが年代が上がって、50代、60代になると、社会の中でいろんな差別があつて、こんなことは許されることじゃないねと。それよりも上、70、80という年代は、かなり差別意識もあつたと思うのですけども、それに問題を投げかけることによって、このことがおかしいと学習していった時代ではなかったかなと思います。最近の若い人たちは、問題が見えにくくなった分だけ、考える力が落ちているというふうに言えるのかなと、勝手に私自身は報告を見せていただきながら解釈しました。そうであるなら、これからどうしないといけないのかということが、これからの問題であろうと思います。そういったことを踏まえて、次の計画がさらに前に進むようなものになれば、すごく意義があるかと思えますし、4つのカテゴリーが示されておりますので、そのことと同時に、その根底にある基本的な考え方というものを、きちんと反映される、もしくは煮詰

められたものが出てくる必要があるのかなというようなことを、感想も交えて考えた次第です。以上です。考えがしっかりまとまっております。

○安藤座長

いえいえ、ありがとうございます。はい、重野委員。

○重野委員

私もこの中で、今、石元先生がマイナスの評価で、逆に人権意識が低いと思われている世代の40代の者なんですけど、この人権意識が低くなっているという結果として考えるべきかというのをちょっと考えたんですけども、この結果からは、全体的に若い層の人権意識が下がっているというような結果が出るかと思うのですが、例えばインターネットでの人権意識が若い世代は低いというふうに出ているんですけども、例えばフェイスブックとか、若い人たちのそういうソーシャルサービスとか、コミュニケーションというのが、むしろ自分の個人的なことをさらすというか、提供するという方向性があり、逆に個のものを外に出すということに、あまり若い世代というのは抵抗がないのかなというふうにも感じたりするんですね。ですから、少し社会とか、若い世代のコミュニケーションのあり方とか、個人のあり方というのが随分変化してきているということも、ここに影響しているのではないかなというふうに感じました。次の10年の人権の意識の計画に関しても、もう少し今の社会的な変化とか、若者の中でも変化している部分も意識して、人権というものをちょっと考え直さなければいけないのかなというのを、私自身はこの報告書を見て感じました。

○安藤座長

はい、ありがとうございます。

○直野委員

調査結果の中身は別にしまして、調査報告ですね。これ、郵送でやっておられて、それに対する有効回答率が40.6パーセント。郵送の調査方法にしては、恐らく高いほうかなとは思いますが、私どものほうも、例えばいろんな世論調査を実施しますが、大半が今電話でやっております。それも固定電話でやっておりますから、出られる層の方が限られている。今、ネットによる調査もありますし、この調査がだめというわけではないですけど、若い人の声をもっと反映させようとしたら、この方法ではなかなか難しいかなというような感じもしたりするんです。別にこの調査方法がだめだというわけじゃないけど、もう少し重層的なやり方というのがあるんじゃないかなという気がいたしました。調査方法についてはそう思いました。

○安藤座長

無差別抽出と言うけど、方法によっては、実際はそこに差別が入ってるんですね。

○直野委員

今、固定電話でやりましたら、ほとんど高齢者。携帯には出てこないですしね。

○安藤座長

だから漠然と、市民の人権意識という捉え方でいいのか、そうじゃなくて、もう少し対象を限る、あるいは年齢を限るというふうなことをやらないと。全体を見るのは難しいですけど、大体3,000というのが、もうぎりぎり。本当は倍ぐらい、5,000とか6,000あったほうが、まだ同じやり方としては母体の母集団のよりの確な声が聞けると思うんですけども。これを私、滋賀県で言ったら予算がないということで。だけど、半分でも、あんまり意味のない調査をするより、ちょっとぐらいお金がかかっても意味のある調査をするほうが無駄が少ないんじゃないかと思うんですけど、大体どこの自治体も3,000。しかも、調査会社に依頼するところが多いですよ。やっぱり、委員に限らないけどやる人がいろいろ工夫して設問も考えないと、何回やっても同じような結果で、良くなった、悪くなったということにどれだけ意味があるのかと。何も京都市を批判しているんじゃないですけども、いろいろ見ていると、そういう感じがしないわけでもないです。

○木下委員

調査結果についてなんですけども、51ページなんですけど、人権侵害を受けたと思う人の相談先というのがありまして、これの11番、12番の相談していないという人が半分以上あると。それと、相談した先も法務局とか、人権擁護委員とか、市役所、弁護士、警察、この辺が非常に少ないと。これを見てて思ったんですけども、大体一般的に、裁判とか法律というのはできるだけ関わりたくないというような考え方があるというふうに言われていると思うんですけども、やはりこういうことと関係があるんじゃないかなと。司法というものをもっと身近に、我々が身近に感じられるというような存在になるということが、人権が人権文化として根づくということと何か共通点があるんじゃないかなというふうに感じたりしました。そのようになってくると、意識的にも壁がなくなって、こういう法務局とか、いわゆる公的な機関へ相談しようというような流れというか考え方というのが一般的になってくると。一般的になってくると、人権文化としても根づいていくのではないかなというふうには、ちょっと感じたところがございます。

○安藤座長

ありがとうございます。

私は日本の国際人権のグループをやっていて、日本の司法、とにかく法務省と裁判所にはかなり絶望してます。弁護士の中には非常に頑張っておられる方が多いんですけども。確かに、最高裁も思い切って素人が参加する制度を開いたんですけども、例えば殺人2つ以上でないで死刑とか終身刑にしないとか、中にもものすごいルールがあって、そのルールの妥当性は誰が決めるんだと。私は、職業裁判官だけで決めるのは、はっきり言って間違いだと思ってしまうんですけども。一般市民の通常の正義感とか感覚が出るような裁判。それはもちろんそのときの趨勢とか感情に動かされたりと、それは問題があるとは思いますが。それから、やっぱり死刑なんかは、素人で判断するときは非常に悩まれるので、国によっては、有罪、無罪だけ決めて、量刑はプロの裁判官が決めるとい

うところもありますけども。何か、国際人権をずっとやってきて、日本が非常に例外的な、その例外の原因は法務省と職業裁判官と。司法試験のやり方変えても、はっきり言って出題傾向とか出題者をかえないと同じような結果しか出てこないの、そういう日本の司法、どこから手をつけたらいいのかなと。私は、国内法のことはあんまり分からないので、そのことは言えないんですけども、非常に大ざっぱに言ってそういう感じがします。今、木下委員の意見は、ちょっとそれと通じるところがあるんじゃないかと思うんです。何か、安保委員。

○安保委員

非常に苦しいところなんですけど、人権の最後の砦と言われている裁判所が非常に消極的というか、あまり救済機関になっていないので、皆様、訴えたり、いろいろアクションを起こしても結局救済されないということで、例えば、だからそもそも相談もしないということに通じているのかなと思います。日本の裁判所の、先ほど座長からもお話がありましたけど、憲法は日本の一番上位の法規範であるんですが、批准された国際条約とか人権規約とか、裁判の裁判規範性にはあるはずなんですけど、規範として裁判官は認識していないというところがありまして、人権保障に関しては、非常にそういう国際的な流れとか、そういうところについては疎いというか、そういうところはあるのかなというふうに思います。

ただ、裁判所とか司法も、やっぱり時代の流れには逆らえないわけですし、この前の、京都で非常に関連のある大飯原発も、裁判官によったらこういうときに思い切った判決を出される方もいたり、それから、例えば裁判員裁判も評価は分かりますが、市民の方がふだんに裁判所に来ていただくということで、例えば裁判所の中のいろんな表示が分かりやすくなったとか、それから裁判所の職員の方が、今まで市民の方と裁判ということで接したことがなかったのが接するようになって、いろいろ話し方とか説明方法をいろいろ考えるようになったとか、少しずつは進歩があるところなので、どういうふうに、なかなか動かないところを動かしていくのかというのも、ちょっとここの中で司法までというのは難しいかもしれませんが、でも市民がいろいろ変わってくると、裁判所もそのうちの100分の1か、ちょっとずつでも変わってくることがあると思いますので、あまり絶望せずに見ていただければと思います。

○安藤座長

ありがとうございます。議論を起こすのに、ちょっと誇張して言っているところもありますが。まだまだご意見があるかと思いますが、いつでもいいので手を挙げて、ここでこれ言い損なった、聞き損なったからということがあれば、ご発言ください。それじゃ最後、3番目の議題、お願いします。

(3) 現京都市人権文化推進計画に関する取組の課題等について

○東課長（人権文化推進課）

それでは、議題（３）でございます。現京都市人権文化推進計画に関する取組の課題等について、ご説明させていただきます。資料３をご覧ください。

「１ 趣旨」についてですが、本資料は次期計画策定に当たっての基礎資料とするために、計画において挙げております施策の推進状況及び各重要課題別の課題を取りまとめたものです。

まず、「２ 施策の推進状況」についてです。先ほども申しましたように、現計画で第３章におきまして、施策の推進と重点項目という章を設けております。その中で、「教育・啓発」、「保障」、「相談・救済」の各分野において、取り組んでいく項目を挙げております。この「施策の推進状況」では、重点項目に沿って、これまでに行ってきた主な取組状況をまとめたものでございます。項目が多いので適宜抽出しながらご説明させていただきます。

まず、（１）教育・啓発についてです。

最初に「ア 教育」の「家庭教育」では、子どもを共に育む親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」を策定し、子育てに不安や悩みを抱える親への支援体制を充実するなどの取組を行いました。

「（イ）学校等における人権教育」では、性別による固定的な役割分担を反映した慣行などが残されていないか点検改善を図るとともに、小中学校育成学級等に在籍する障害のある子どもへの指導の充実、日本語指導を必要とする児童生徒について、日本語指導担当教員等の配置などを進めました。また保育所では、子ども自身が選択することを重視した保育、子ども一人一人の人格を尊重した保育を展開しました。

「（ウ）社会教育」では、多世代間の交流を図るイベントとして、「市民すこやかフェア」を開催し、長寿社会への理解、認識を深める取組などを行いました。

次に「イ 啓発」についてですが、「（ア）広報」としまして、２ページへいきまして、人権情報誌の発行や啓発ポスターの掲示等を行い、人権に関する情報提供を行うとともに、各重要課題ごとにも、例えば高齢者虐待防止や児童虐待防止に関する広報活動や啓発イベントを実施し、理解促進を図りました。

「（イ）学習機会の提供」としては、人権啓発イベント、公募事業、講演会等を行い、人権の大切さに気づき理解を深めるための機会を提供するとともに、ホームレス等、個別の課題に関する人権研修等も開催してまいりました。

「（ウ）市民の自主的な取組の支援」としては、人権啓発活動補助金の交付や研修講師の派遣、資料提供等を行う人権啓発サポート制度により、市民による自主的な人権啓発活動の取組が進められてまいりました。また企業向けには、人権啓発講座を実施するとともに、男女共同参画推進アドバイザー派遣制度などにより、企業における取組を支援してまいりました。

次に「（２）保障」についてです。

保障については、計画に掲げている重要課題ごとにまとめております。

「ア 女性」にかかわる事業といたしましては、ドメスティック・バイオレンス、DVにつきまして、相談支援センター他において、継続的な被害者支援に取り組むとともに、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置も実施しました。

以下、子ども、高齢者、障害のある人などの課題ごとに取組をまとめておりますが、時間の関係もございまして、説明のほうは省略させていただきます。ご専門の項目等を適宜ご覧いただければと思います。

次に、ちょっと飛ばさせていただきます、5ページをお開きください。中ほどに3つ目の施策分野、(3) 相談・救済について、でございます。

市役所内部におきまして、重要課題の所管課及び教育・啓発、相談・救済の関係課で、人権相談・救済のためのネットワークを設け、情報共有等を行い、その取組として、人権相談・救済のための相談機関や制度について周知する人権相談マップの発行などに取り組みました。

次に、「3各重要課題別の課題」についてです。ここでは、重要課題ごとに現状の課題について、主なものを取りまとめております。このような課題への対応が今後必要だということでご覧いただけたらと思います。

まず、「(1) 女性」についてですが、女性の就業率は男性に比べ低く、企業等においても管理職に占める女性の割合は、依然として低い状況にあります。また、DV相談件数は、ここ数年全国的にも増加傾向にあり、様々な支援を迅速に取り組む必要があります。さらに、仕事と家庭、社会貢献が調和できる真のワーク・ライフ・バランスについて認知度が低く、今後さらに啓発が必要と考えております。

次のページにいきまして、「(2) 子ども」についてですが、少子化の進行や地域の共同関係の希薄化などによる子育ての孤立化が課題となる中、子育てに対して不安や負担感、孤立感を感じている人も少なくありません。また、児童虐待相談、通告件数は増加の一途をたどっていることから、支援体制の充実を図る必要があります。さらに、小中学校における不登校やいじめ、暴力行為等の問題行為や児童買春などの問題の発生に加え、いわゆるネットいじめや携帯電話、スマートフォンの危険性や依存性、またニートやひきこもりなどの問題への取組も引き続き必要と考えております。

次に、「(3) 高齢者」についてですが、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、高齢化の加速度的な進展が見込まれている中、長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えて支え合う意識の共有を図ること、また、増加が見込まれる認知症やひとり暮らし高齢者等を支援する取組も引き続き重要な課題であると考えております。

次に、「(4) 障害のある人」についてですが、当事者の高齢化、障害の重度化、介護者の高齢化に伴い、権利擁護など様々な支援のニーズに合った対応が求められています。また、サービス提供体制が十分に確保されているとは言い難く、サービス量を確実に確保する必要性や、道路の段差や建築物等のバリアフリー化について、今後さらに取組が

求められております。

次に、「(5) 同和問題」についてですが、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会の報告書に基づき取組を進め、コミュニティセンターの廃止、転用などの様々な改革、見直しを進めてきましたが、今後は解決までになお時間を要する取組について、早期完了に向け着実に進めていくとともに、インターネット上への悪質な書き込みの増加や戸籍等の不正取得など、人権侵害につながるおそれのある行為が見受けられ、これらへの適正な対応が求められています。

次のページにいきまして、「(6) 外国人・外国籍市民」についてですが、民族や国籍が違うということだけで偏見や誹謗中傷、ヘイトスピーチを初めとする差別的事象が見受けられます。また、近年、新たに市内に定住する外国籍市民が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより、日常生活に支障が生じたり、社会から孤立するなどの問題が出てきています。

次に、「(7) 感染症患者等」についてですが、H I Vに限らず、結核等の感染症患者への差別、偏見による施設への入所拒否や就業拒否等の問題があります。

「(8) ホームレス」についてですが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化、路上生活からの脱却について、消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況が生じているとともに、ホームレスに対する暴力や嫌がらせ、排除等、重大な問題も発生しています。

「(9) その他の課題」についてですが、性同一性障害、犯罪被害者等への対応、インターネットによる人権侵害など、今日においても課題となっている事項について、今後も継続した取組が必要です。また、職場内の優位性を利用し、本人の人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントや職場でのいじめ、嫌がらせの問題なども顕在化してきています。

以上が重要課題ごとの主な課題についてでした。

最後に、「4 人権を取り巻く社会状況の変化」についてです。

今後10年間の計画を策定するに当たり、人権を取り巻く社会状況につきまして、留意しておくべきと考えるものを箇条書きで挙げております。10年先を見据えるということで参考にご覧いただきたいと思っております。

1つ目が、少子化・高齢化・単身化がさらに進むであろうということでございます。

2点目が、社会、経済、文化など、あらゆる面でグローバル化がさらに進展するであろうということです。これに伴い、新たに京都を訪れる、あるいは居住する外国人がますます増加することが予想されます。

3点目が、長く低経済成長の時代が続き、それに伴い、働く状況が変化してきています。非正規雇用の増加や共働き世帯が増加するなどの傾向がこれからも続くものと思われます。

4点目が、東日本大震災を契機とする安心安全のまちづくりです。東日本大震災を契

機として、防災への関心が高まり様々な取組も進められていますが、例えば災害時に避難誘導するとき、高齢者や障害者、外国人など配慮が必要な方に対し適切な対応が行えるよう、様々な場面を想定した備えも必要であると言えます。

最後に5フェイスブックやツイッターに代表されますソーシャルメディアの普及など、情報通信技術、IT環境がさらに発展すると予想されています。インターネット上での悪質な書き込みなどマイナス面もある一方で、情報伝達のツールとして今後も一層発展活用が進むものと思われます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安藤座長

はい、ありがとうございます。ご意見があれば、どうぞ遠慮なく。

○岡田委員

今言われた7ページの、4番の社会状況の変化、低経済成長ということで、私はすごく思うんですけども、20代、30代の、はっきり言って非正規雇用の中に渦巻いていて、長時間労働で拘束されまくっている世代が圧倒的に多いですね。その中で、京都市は裁判所的なものは全くないので、法的対応はほんとに弱いと思います。それで、やはり子どものためというか、未来のためというか、京都市の借金をなくす、残さないことが一番の最優先だと思うんです。1兆8,271億円の莫大な借金は、26年度予算額をはるかに超えていますし、これ、いつまでたってもこの莫大な借金を抱え込んでいて、はっきり言って、私たち大人世代がいかに力がなかったかということを示していると思います。それで、今の状態は不景気と物価高で、リーマンショック後の二番底と考えている経済学者は多いです。その中で、中国バブルも破綻しましたし、日銀の政策はほんとに無責任なもので、全然国民のことは考えてない。そんな、日銀が失敗したらどう転がっていくだろうかというのは、非常に、賭けをやっているような、そんなことをやっていると思います。ですから、京都市のこの借金ですよね、最大が、平成14年度に2兆957億円だったと言ってるけれども、12年たっても、2,700億円しか減っていない。これはもう、ほんとに困った話ですので、市民のニーズが何なのか、もっと重点を絞って。それで、今3つの分野でそれぞれ考えておられますが、例えば教育・啓発分野は学校教育に委ねて、大幅縮小してしまったほうがいいんじゃないだろうか。このアンケート自身が非常に小さい集団、たった3,000人からの集団で、はっきりしない部分が多いんですが、保障分野とか相談・救済分野はアンケート結果を踏まえて時間を拡大するとか、相談員の質向上とか、そういうことは非常に問われている、そっちに重きを置いて。この京都市の借金、もっともっと、今やっとかないと、納税者はほんとに激減しちゃうんですから。京都市民の意識というそういう話は、借金がきれいになった後でやると、そういう方向性が必要だと私は思います。

○安藤座長

ありがとうございます。

これは、政治の責任というけども、政治家を選んでいるのは我々なので。要するに我々は、社会保障、日本の公の健康保険制度は非常に優れているとは言うけど、それは借金の上に成り立っているんで、今のご発言は、そこのところを見つめないで将来に向けた人権の話をするには非常に大きな留保がつくということ。市長に来てもらって、言わないといけないんでしょうけどね。ニュージーランドが一時期そうだったんですけど、政治家が世論をリードする形で、何年かかかりましたけれども、もうゼロに近い状況ができた。ですから、支出の無駄を省く、それから収入が、ちょっとでも減り方が減るような具体策を考えるというか、極めて基本的な、非常に重要なご指摘ではないかと思えます。だから、手足を食べてるタコがほんとにそれに気がつかない、あるいは分かっているけども何ともしようとしない。真っすぐな方も委員の中にはおられるんですけども、いったいどこからというのも非常に難しい問題ですが、これも人権にやはり直結することなので、少なくとも、それに注意を引く必要はあるだろうと思えます。どうぞ。

○直野委員

ちょっときつかったんで、緩い話になりますけど。

さっきのアンケートのところでも思ったんですけど、法務局への相談というのはゼロですか。ものすごく低いですよね。それから、人権擁護委員に対する相談が低い。人権擁護委員は、法務局の所管に置いておくことが大体問題なんじゃないかと思ってるんですけど。意識の改革っていうのはものすごく大切だから、そういう面での教育・啓発というのは大切なんだというのはよく分かるんだけど、それとちょっと矛盾するのかもしれないけれど、つまり人権侵犯に対する制裁措置みたいなものを、これがあまりできない。できないというか効力を発揮していないっていうんですか。例えば、弁護士会に人権擁護委員会みたいなものがありますよね。審議して、結果を出すだけで拘束力を持ってない。検察庁がけしからんことをやったからと言って、弁護士会から勧告か何かしたと。昔、それを調べたことがあったんです。検察庁はそれを、ああ、あれは雑記録として取り込んでおいたという程度の効力しか持ってないとかね。あるいは逆に、非常に人権意識が高まったことに対する、褒めたたえることもないというので、そういうのがいいのか悪いのかは分かりませんが。あんまりそういうことに対して強制力を持つことが、本来の人権教育とか人権意識を高めることにマイナスになるのかもしれないかなと思ったりもするんです。するんですが、そういう部分があってもいいような気もするんですね。もう少し強制力があってもいいんじゃないかと。

○矢野委員

来て、何もしゃべらないのはちょっと申し訳ないので、一言しゃべらせていただきます。

人権を守るということで、自分とは違う他人を尊重していくということだと思ってるんですが、私が教えてることで言えば、憲法をどうやって暮らしの中に活かしていくのかと

いうお話だろうというふうに理解しています。その人権をどうやって守らせていくのか、守っていくのかというときに、例えば国際的なレベルでどう守っていくのかとか、あるいは国がどう守っていくのか、あるいは地方自治体は何ができるのか、あるいはそういうレベルとまたちょっと違って、企業に何を求めるのかって、いろいろな問題の立て方ができると思うのですが、この、今日、用意されている、ここの会議の場では、やっぱりこの京都市が何ができるのかというお話になってくるんだらうと思うんです。そのときに、人権の問題って、やっぱり京都市だけの問題ではないのは当然のことなので。そうすると、京都市がこの人権問題に対してどういったリソースを使って、どういった資源を使って、問題を解決していくことができるのかということ、少し詰めて考えていけないと。例えば相談員とか、いろいろな人的な整備であるとか、あるいは金銭的ないろんな給付の問題であるとか、あるいは制度を作るとか、あるいは施設を設けるとか、いろんなことがあると思うんですけども、そういったことで、何ができるのかなということ、もし今後議論していくのであれば、もう少し私自身も明確にして、何がリソースとして活用できるのかなということ、少し明確にしていきたいなというふうに考えました。

その上で、先ほどのアンケートなんですけど、人権というものも、結局いろいろなイメージがあって、例えば自由権的なものもあれば、社会権と言われるようなものもあるとか、あるいは尊厳をもって扱われる権利とか、あるいは人とつながりを持つ権利とか、あるいは恐怖と欠乏からの自由とか、いろんなレベルで語れると思うんですけども、このアンケートで言われてる人権というのは、どちらかと言えば、何か自由権的なものっていうんですかね、そういったものが中心的に問題にされていたかのように思います。それで、例えば職場でパワハラを受けたという場合でも、家族に相談するというふうなことが多いという話になっていましたが、例えばその場で、その職場において労働組合があるのかどうかとか、労働組合、あるいは職場の仲間とどういうふうにつながっていった問題が解決していくのかとか。そういったような手だても、あるいはそういったこともちゃんと憲法上は保障されているはずなんですけれども、そういうことを考えないのか、それともそういったことが現われにくいアンケートになっているのか、いずれにしても、人権と言った場合に、今何が問題になっているのかということをもう少し明確に知っておく必要があるのかなというふうに、アンケートを見ながら思いました。それで、そういったことを含めて、人権がどうなっているのかという話ですけど、裏返せば、今我々の社会がどうなっているのかという話で、この京都市がどうなっているかという話なんだらうと思います。

それで、あと幾つか、取組の課題について言っていたことについては、サービスやいろいろな社会的な給付をどういうターゲットに及ぼすのかという話だったんですが、やっぱり何か、前回も言った話かもしれませんが、建物で言うと、やっぱり2階の部分の話で、1階の部分の、あらゆる人に普遍的に適応されるサービスっていうのはど

ういうふうに通実されていくのかっていうのが、あまりよく見えないことになっていたので、保障というものを今後考えていくというときには、やっぱりそこも考えたいなというふうに思っています。仮に、サービスや社会的な給付について、普遍主義型のモデルではなくて、選別主義型のモデルで考えていく、ターゲットを設定して考えていくというのであれば、先ほど来、アンケートについても問題となっていたような若者というのを入れるとか、あるいはOECDのいろいろな社会保障給付の各国比較の中でも、日本はやっぱり現役世代に対する給付というのは非常に少ないですね。そういう、現役世代に対する取組として何ができるのかということもやっぱり見過ごされがちですけども、ワーキングプアの問題とか、先ほどの雇用の問題とかありましたけれど、そういったことを考えていく上では、非常に重要なポイントになってくるのではないかなというふうに思いました。

それから、最後、非常に深刻な問題を提供いただいたんですが、結局、この社会の持続可能性をどう考えていくかという話だろうと思います。持続可能性自身はいろんな文脈で語られますけれども、現役世代がいろいろな決定を行う、それに対して将来世代に実際に影響を及ぼすわけですね、支配的な。それをどういうふうに責任をとっていかかっていう話だと思えます。その責任のとり方としては、やっぱり人権や民主主義を発展させていくっていう形でしか、なかなか責任をとるっていうのは難しいんじゃないかなというふうには思うんですけども、そういうときに私自身が今一番関心を持っているのは雇用の問題で、かつては雇用があれば、生活がちゃんと保障されるということで、だから今でも政府は失業なき労働移動ということでは言ってるわけですが、その労働とか雇用と言われるものが、だんだん質が悪くなってきている。雇用が保障されたとしても、生活が保障されない人たちが、だんだん増えてきているっていう中で、その問題をどういうふうに解決したらいいのか。しかも、これを京都市の問題として、どう取り組むのかということになるとますます難しいのかもしれないんですけども、そういう話をしていく内容というのは、ない物ねだりになってくるのかもしれませんが、お話を伺っていて、そういった点について私自身は今後考えてみたいなというふうに思いました。

○安藤座長

ありがとうございます。

○表委員

すいません、私もまだ一言も言ってないので、一言だけ言わせていただきます。

このアンケートなんですけれども、アンケートを実施するのも、多分お金がかかったと思います。これを推進計画に活かすのであれば、先ほども矢野委員も言われたんですけども、この労働環境のことですね。セクシャルハラスメント、49ページですけども、前回の17年のときは、セクシャルハラスメントだけだったのが10パーセントで、パワハラが入ったら46パーセントということで、やはり労働環境がすごく悪い、そういう職場のパワハラというのが大きいというのが今回のアンケートの大きな結果だ

と思います。それを、重点項目の一番最後に挙がってるんですけども、もうちょっと推進計画に盛り込んでいくというのが一点と。それから、先ほど石元委員が言われた、若い世代の方の意識があまり芳しくないことに関しては、やはり教育が行われているんですけども、それが形骸化しているかどうかして、うまく浸透していったいないということで、教育の具体的なあり方を改善していくという、そういう方向で推進計画に反映させていただければと私は思います。以上です。

○安藤座長

ありがとうございます。一応、皆さん発言されましたので、まだまだ問題は続くし、部会をどういうふうにするかということもあるんですが、とりあえず時間が大分過ぎましたので、この辺で京都市にマイクをお返しします。

○吉川市民生活部長

どうも、安藤座長、議事進行をありがとうございました。

本日も、委員の皆様から非常にたくさんのご意見を頂戴して、本当にありがとうございました。皆様から頂戴いたしました貴重なご意見を踏まえて、今後、次期計画の素案作りを一步一步進めてまいりたいというふうに考えている所存でございます。

なお、後日、日程調整をさせていただきますけれども、次回の人権文化推進懇話会につきましては、7月中旬から下旬ごろに開催させていただきたいと、考えておりますので、またご出席のほうをよろしく願いいたします。

それでは、本日の人権文化推進懇話会につきましては、これで終了させていただきます。

本日は大変お忙しい中、長時間、誠にありがとうございました。